

第1回奈良県・市町村長サミット

令和4年6月9日

【司会】

それではお時間となりましたので、ただいまより、令和4年度第1回、奈良県・市町村長サミットを開会させていただきます。

本日の会議でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、人と人の距離の確保、場内の換気、パーテーションの設置などを行ってございます。お集まりの皆様におかれましても、ご来館の際に手指の消毒・検温にご協力いただいておりますが、引き続きマスクの着用等ご協力をよろしくお願いいたします。また体調のすぐれない方もしいらっしゃいましたら、恐縮でございますが参加を見合わせていただきますようよろしくお願いをいたします。

本日はお忙しい中、34の市町村から、市町村長様、また副市町村長様のご出席をいただいております。誠にありがとうございます。本日のサミットの開会にあたりまして、荒井知事より一言ご挨拶申し上げます。

【知事】

本年度の最初のサミットということでございます。このようにご参加賜りまして、お忙しいところありがとうございます。4年度の最初のサミットでございますので、1年の計といたしますか、今年どのように運用していくかというような段階でもあろうかと思えます。

この県・市町村サミットの大きな目的は、情報共有がまず第一段階であろうかと思えます。情報共有で議論を行っていただきますと、アイデアが醸成される可能性がありますので、そこで醸成されたアイデアのプールを発信していただくというのは、第二段階のように思えます。アイデアのもやっとしたのが見えてきますと、それをどのように実行するか、実行のプロセスをそれぞれ作っていくという第三段階があって、すぐに実行するというような、情報共有、アイデア発信、プロセス確立、実行というような段階を踏むと、とてつもない大きなこともできると。特に県と市町村が協働して行くと、随分大きなことができるということを実感してきてるところでございます。

今回はその情報共有の観点で、いろんな情報、条例の目標等、お伝えさせていただくことになると思いますが、これから情報共有させていただいた上で、どのように展開するかという、多くの方が集まれば文殊の知恵になりますので、是非、あぁじゃないかこうじゃないかということを皆様楽しみながら発信をしていただいて、それが形になりますように願うところでございます。

本年度もよろしくお願い申し上げます。本日のご参加、誠にありがとうございます。

【司会】

荒井知事ありがとうございました。

申し遅れましたが私は本日司会を務めさせていただきます市町村振興課長の浅見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、配布物の確認をさせていただければと存じます。お手元には、令和4年度第1回県・市町村長サミット次第、出席者名簿、座席表、そして資料といたしまして、配布資料の一覧表に記載の通り、資料の1から資料の6まで配布をさせていただいてるかと思えます。資料6につきましては、1枚も

のとプラスして横のパワーポイントの資料があるかと思いますが、皆様お手元にございますでしょうか。もし配付漏れ等ございましたら挙手いただけましたら係員のものが、お届けいたしますのでお申し出ただけましたらと思います。また、説明資料ではございませんけれども、参考資料といたしまして、奈良県地域福祉計画の冊子。それから概要資料のお配りをしております。合わせまして、「はばたきの詩」、それから「はばたくなら」、こういった資料もお配りをさせていただいております。意見交換に参加される方と報道関係者の皆様にお配りをしております。お手元資料よろしかったでしょうか。ありがとうございます。

本日のサミットでございますが、令和4年3月に制定をいたしました、県の条例につきまして、まず、県からご説明をさせていただきます。その後、お示しをいたしました資料をもとに、1番テーブルから4番テーブルの皆様には、「複合的な課題を抱える世帯への支援」というテーマで意見交換。また、5番テーブルから7番テーブルの皆様には、「就学前の子どもはぐくみにおける県市町村の役割」というテーマで意見交換をしていただければと考えてございます。後程話し合いいただきました内容につきましては、各テーブルの代表の方から、ご発表いただきたいと考えてございますので、よろしく願いをいたします。

そして最後に県から情報提供させていただきまして、サミットの終了は15時50分ごろを目処と考えてございます。よろしく願いをいたします。

それではお手元の次第に従いまして進行させていただきます。まず資料の1「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」につきまして、県政策参与の西川よりご説明申し上げます。

【西川政策参与】

福祉医療担当政策参与の西川でございます。

よろしく願いいたします。

それでは、「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」に関しまして、主に福祉の奈良モデルの考え方、あるいはその中心となります、困難を抱えた住民の皆様、生活課題を抱えた方々の解決につなげる仕組みづくりといったことにつきましてご紹介申し上げ、今後の市町村におきます地域福祉の推進、包括的な支援体制の整備に役立てていただけたらというふうに思っております。

それでは資料1でございますが、まず1ページは目次ですので飛ばしていただきまして、2ページの方をお願いいたします。

福祉の奈良モデルの基本となる考え方を3点書いております。

そこに書いておりますように、困っている人を誰一人排除せず助ける、いわゆる取り残さないということで、そのために2番目、3番目に書いておりますように、地域の限られた、それでも多様な支援がございしますが、人的・物的資源を活用して、また、県と市町村が連携して、寄り添い型福祉モデルを構築し、地域社会が困っている人を支える、この3点を基本的な考え方として条例の前文の方にも掲げてございます。

このような福祉の奈良モデルの考え方の背景となります情勢あるいは課題といったものをその次の3ページに書いております。

戦後1950年に日本の社会保障4原則が確立してから今日まで70年以上経過しております。その間の

様々な動きがある中で、それを 1 ページにまとめておりますので、かなり大ざっぱなまとめ方になってございますが、従来、大家族を中心とした家族で支え合う、あるいは地域で支え合う、それからまた終身雇用制度を背景とした、いわゆる会社でもって支え合うといった制度が、日本で発展してまいりましたが、その後の核家族化、あるいは働き方の多様化といったことを踏まえて、情勢が変わってきた。

そういう中で、大きくまとめておりますが、3 ページに書いておりますように、特に中段のところにございます生活保障やセーフティーネットの機能は大きく進展し、属性別、あるいは対象者のリスク別の制度が発展して、専門的な支援が提供されるようになってきましたが、その下の方に書いておりますとおり、その一方で、いわゆる生きづらさ、あるいはリスクが複雑化、多様化、またその制度の狭間となる重要なリスク、困難というのが出てきて、今までありました各制度のもとではなかなか支援が難しくなってきた。そのようなことを背景に、先ほど申し上げた福祉の奈良モデルといった考え方をベースに、今後の奈良県の福祉を考えていこうということを、県の方で、数年来、検討に取り組んできたところでございます。

次の 4 ページになりますが、このような、福祉の奈良モデルを検討するに当たりまして、県内の 3 自治体ではございますが、令和 2 年度に実際に現場でどのような困りごとが起こっているのかといったことを調査させていただきました。

その調査の結果、わかってきたことというのは、そのページの下段の方、一番下に掲げておりますが、世帯を丸ごと支援する必要がある、あるいは多機関の連携の仕組みが必要、アウトリーチによる支援を行う仕組みが必要、等々がわかってきたというところでございます。

その上でまた、福祉の奈良モデルを進めるに当たりまして、いろんな有識者の方のご意見、あるいは、国の動きなどもしっかりと見据えていこうということで、知事と有識者の方に、直接お話し、ご会談いただいて、いろいろお知恵も請うてきたところでございますが、5 ページでは、特に中央大学の宮本太郎教授のご意見を代表的なものとして掲げてございます。

また宮本教授が中心となって国の社会保障、いわゆる社会福祉法の改正、重層的支援体制の整備といったことを進めておられますが、そのような内容も教えていただき、そのページの一番下に書いておりますように、私たち県で考えている方向性が、有識者の方のご意見、あるいは国の動きとも合致しているということを確認してまいりました。

そのような福祉のモデルをどのように進めていくかということで、次の 6 ページが大きな一つの考え方をイメージで示したものでございます。

6 ページ以降、このようなイメージ図が数ページ続いて、ちょっとわかりにくいところもあるかと思いますが、この 6 ページにかかれておりますのが、先ほど申し上げましたような、複合化、あるいは困難化したような困りごとが、従来は、その下にありますように、それぞれの対象ごとの制度を活用して、そこで対応できる、あるいはその制度にマッチするものであれば今でもそういう対応は可能なんです、その下の方に例示しております、ごみ屋敷でありますとか、移動手段がないとか、その他の困りごともありますが、そうした制度の狭間に陥るようなものはどこにも引っかからない。いわゆる既存の制度では対応できないものが出てきていると。これについては、その下のところで書いておりますように、全国一律の制度では対応できないですが、その下の一番下、地方自治体におきましては、先ほど来申し上げておりますような、多機関の協働あるいは地域づくりをしていくことで対応していけると。そういう仕組みをこれから奈良県では目指していこうというのが、福祉の奈良モデル、先ほど申し上げました考え方でござ

いまして、右側にそのやり方が書いてございますが、これからはそういう既存の福祉制度を活用できるものは当然活用しつつ、プラス、制度の狭間の課題等につきましては、多機関の協働、連携により包括的な支援を実施していく。あるいは、既存の制度で足りない場合は、新たな制度や運用の改善等を提案する、さらには、補完する地方独自の解決策を検討する、といったような形で、バラエティーのあるサポートをしていこうということが、この条例の一つの大きなポイントとなっております。

先ほど申し上げました、その解決に結びつけるための仕組みというものを次の 7 ページの方で、一つのイメージとして、提示させていただいております。必ずしもこれでないといけないというものではありませんが、包括的な支援体制の一つのモデルとしてのイメージを提示させていただいております。

一番左に住民がいらっしゃって、一番右に解決策、その間をどのように繋いでいくかということで、住民の中には、左に書いておりますように、自ら相談されない方、あるいはできない方、それから、そもそも困りごとを抱えていると自らは思っていない方、周りから見れば困っているように見えるけども、ご本人はそれに気づいていない方、などもいらっしゃいますので、まずそういう方の困りごとをしっかりと把握するために、Bで書いております一次接触者と呼ばれる方が、アウトリーチによってその世帯の抱える困りごとをしっかりと把握しようと。その把握した困りごとをその解決につなげていくために、その間にCと、Dいわゆるカンファレンスと呼ばれる仕組みというのがあればよいのではないかと。

困りごとにつきましては、目に見えるいわゆる現象的な困りごとと、その元になる原因の困りごとというのがあると思います。例えば仕事を失ってお金に困っていると。そういう困りごとに対してお金に困っているという現象、あるいは仕事を失ったという現象に対しては、例えば現金給付、あるいは仕事を、職を見つけるといった対応もありますが、さらにその原因となる、その方が職を失った原因が何か、そこにはいろんな原因があろうかと思いますが、その原因に踏み込んで、さらにその解決を図ろうとした場合にどういう解決策が考えられるのか。そういったことを考えていく必要があるということで、そこにありますような、カンファレンスというところを通して解決につなげていくということで、一次接触者ではまずしっかりとその課題を聞いてくる。その課題を、Cの相談支援包括化セクションと呼んでおりますが、そこでまず、見える化、課題を明確にする、明らかにする。その上で、解決策につなぐ仕分けをしましょうと。その中には、課題がかなり難しい場合は、カンファレンスにおいていろいろ検討をし、適切な解決策でつないでいくような仕組み。これを一つの例示、イメージとして提示させていただいたものでございまして、その上に書いていますように、このAからEの中で、全体として、住民に寄り添って伴走する意識を持ってやりましょうというのが、福祉の奈良モデルという一つの考え方となっております。

次の 8 ページは、そのまず困りごとを把握する部分について、それから 9 ページが、その次の仕分けあるいはコントロールする部分、それから、10 ページは寄り添い伴走するイメージについて、それぞれイメージ図として提示してございます。後ほどまたご覧いただければと思います。

それから 11 ページの方に書いておりますように、個別のカンファレンスをしていきますと、それを積み重ねることによって地域の課題が浮かび上がってきて、さらにそれが地域の課題の解決につながるのではないかと。そのようにも考えているところでございます。

こうした、今申し上げましたような考え方、あるいは仕組みの構築などを念頭に、冒頭に申し上げました条例をこの 2 月議会で議決いただいて、制定したところでございます。

12 ページの方になりますが、そこに条例の第 11 条を抜粋しておりますが、県と市町村が協定を結ぶことによって、財政支援など、様々な支援を講じまして協働して仕組みを構築していこうということを、この条例で明記させていただいております。これが条例の一つのポイントとなっているところでございます。

また第四期奈良県地域福祉計画を策定して、この条例に掲げた理念を具体的に実行するためのプログラムをそこに掲載しておりますが、これまでの県域の地域福祉計画は 3 年ごとの計画でございました。県のルールで、3 年計画は議会の議決対象になっていないんですが、今回はそこにありますように、令和 4 年度から令和 8 年の 5 年間の計画として、議会の議決も得ておりますので、計画としてもワンランクレベルアップした計画になっているというふうにご理解いただけたらと思います。

13 ページ、今後の取り組みでございますが、県と市町村とが協働して、対話を通じながら、包括的な支援体制づくりを進めていきたいというふうにご考えておまして、そのページに記載しておりますような取り組みを具体的に進めていきたいと考えております。

14 ページになりますが、この後、1 番から 4 番のテーブルの方でご議論、意見交換していただきます。サブテーマとしてそこに書いておりますように、複合化、困難化した困りごとや制度の狭間の困りごとを抱えた世帯に対して、適切に課題を把握し、解決につなぐための仕組みについてということで、その下に 4 点ほど、僭越ですが論点の例示をさせていただいております。この論点に限るわけではございませんが、1 番にありますような、困りごとを抱えた世帯の状況を把握するためのアプローチの仕方、あるいはそのアプローチをした後、どうつないでいくのか。あるいは担当窓口が明確でない、あるいは制度がない場合の対応の仕方などを一つの論点として、意見交換の方を進めていただけてもよいのではないかとということで、このような提示をさせていただいているところです。

また 15 ページ以下に、支援困難事例を参考に 3 枚ほどつけさせていただいておりますので、そういったことも参考に、この後意見交換をしていただいて、今後の市町村における地域福祉の推進、先ほど冒頭申し上げましたような体制整備につなげていただけたら幸いというふうにご考えております。

非常に雑駁な説明で恐縮ですが、私からの説明は以上です。どうもありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。

冒頭スライドの表示に不具合がございまして大変失礼をいたしました。申し訳ございません。

続きまして資料 2「奈良っ子はぐくみ条例」につきまして、県子ども・女性局長谷垣よりご説明申し上げます。

【谷垣局長】

子ども・女性局長の谷垣でございます。

本日は、本年 4 月 1 日に施行いたしました、「奈良っ子はぐくみ条例」について、特に就学前の子どものはぐくみを中心にご説明させていただきます。

目次をお願いします。本日は、条例制定のねらい、次に、条例のポイント、そして、就学前の子どものはぐくみに係る県の主な取り組みについて、ご説明させていただきます。1 ページをご覧ください。

まず、条例の制定のねらいでございます。県では、就学前の子どもたちが、保育園、認定こども園、幼稚園といった在籍する施設にかかわらず、子どもの生活を取り巻く環境に応じて、良質かつ適切な教育保育を受けることができるよう、はぐくみの環境づくりを支援して参りたいと考えています。この考え

方に基づき、就学前の子どものはぐくみを一層推進するため、今般「奈良っ子はぐくみ条例」を制定し、県の考え方や展開方策等を明示いたしました。条例制定を機に、はぐくみの場を所管しておられる市町村の皆様と連携協力し、幼保共通の質の高いはぐくみを実践して参りたいと考えております。

2 ページをご覧ください。

条例の内容についてでございます。まず、条例前文では、すべての子どもは権利の主体であること。子どもがみずから大切にされる存在であると感じ、また人を思いやる心を培い、安心して健やかに成長していくことを目指し、私たちは、相互に連携協働して、社会全体で子どものはぐくみに取り組まなければならないとした上で、すべての奈良っ子が日々、喜びや感動に溢れ、将来に夢と希望を抱きながら、健やかに成長することができる地域社会づくりに取り組むと宣言しています。

3 ページをご覧ください。

条例の目的についてです。子どものはぐくみに関する基本理念、県の責務、市町村、関係機関等との連携等を示しまして、当施策の基本事項を明らかにし、施策を推進することを通して、すべての子どもが心身ともに健やかに成長することができる社会の実現を目的としています。第3条では、基本理念として、子どもの権利の尊重と最善の利益の優先、成長の可能性を最大限に広げること、はぐくみを社会全体で支えることの三つを掲げています。

4 ページをご覧ください。

第4条で、県の責務について、また、第5条で、市町村や関係機関等との連携協力について規定しています。

また、基本施策については、本日の意見交換のテーマでございます。子どもの健やかなはぐくみのほか、経済的に困窮している子育て家庭や、困難な状況にある子どもに対する支援及び子育て家庭に対する包括的な支援体制の構築の四つの柱を掲げております。

以上が条例の概要でございました。次に、この条例の趣旨をどのように、具体的なものにつなげていくかというお話でございます。

5 ページをご覧ください。

子どもの健やかなはぐくみに関する、県の取り組みをご紹介します。まず、就学前の子どものはぐくみの目指す方向と実践のための基本方針をご紹介します。

県は、第二期奈良県教育振興大綱で、本県の就学前の子どものはぐくみにおいて、学ぶ力、生きる力の土台となる自己肯定感、他者への寛容な心、健やかな体を育むことなどを目指す方向性として掲げています。これらの実現のための実践のガイドラインとして、奈良っ子はぐくみ基本方針を策定いたしました。

6 ページをご覧ください。

次にご紹介する取り組みは、子どもの健やかなはぐくみ、奈良っ子はぐくみプロジェクトです。当プロジェクトは、ツール作成・普及、人材育成、多様な場での展開という三つのステージごとに様々なプロジェクトを展開しています。ツール作成・普及について、まず、就学前教育プログラム、「はばたくなら」をご紹介します。

就学前の教育・保育を行う場は、幼稚園、認定こども園、保育園など、複数の種類があり、その基礎となる要領指針は、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育保育要領、保育所保育指針と、施設によって異なっています。そこで、県内のすべての子どもたちが良質かつ適切な保育、教育が受けられるよ

う、幼稚園、認定こども園、保育所がともに使用できる共通の指針として、この就学前教育プログラム、「はばたくなら」を策定いたしました。子どもの年齢や発達段階に応じた関わり方や、遊びの姿の紹介、各園所で実施するワークショップ、研修の視点や考え方等について実践的なプログラムを記載しています。

7ページをご覧ください。

この「はばたくなら」の活用を促進するため、保育所等における具体的な実践事例集も作成しております。また、「はばたきの詩」は、若手保育者や将来保育者を目指す方を対象に、「はばたくなら」のエッセンスをわかりやすく解説した漫画冊子です。令和2年度以降5刊を発行して参りました。

8ページをご覧ください。

人材育成については、「はばたくなら」を活用した研修の実施、県アドバイザーによる市町村等への直接の指導などの支援などに取り組んでいます。また、多様な場での展開については、県の主な取り組みとして、今年3月にオープンした、なら歴史芸術文化村における幼児向けアートプログラムなどを行っています。条例の説明にはついては以上でございます。

9ページでございますけれども、この後の意見交換において、5、6、7番のテーブルの方々には「就学前の子どもを健やかに育むため、県や市町村はそれぞれの役割に基づき、どのような取り組みをすべきか、また、その課題について。」をテーマにお選びいただきました。皆様におかれましては、ただいまのご説明も参考にさせていただきながら、ご議論願えればと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。

続きまして資料3「地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する条例」について、県産業・観光・雇用振興部長谷垣よりご説明を申し上げます。

【谷垣産業・観光・雇用振興部長】

産業・観光・雇用振興部長の谷垣でございます。

私からは、三つ目の条例になりますが、「地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する条例」につきましてご説明を申し上げます。お手元資料3をお願いいたします。

まず、1. 条例制定の背景でございます。

一つ目の○にあります通り、終身雇用を前提とした従来の日本型雇用は、それぞれの希望や事情に応じた就労を困難にし、労働力の非効率的な使用の一因になって参りました。また二つ目の○でございますが、近年の著しい雇用環境の変化により、労働力の地域偏在に拍車がかかっております。このような情勢下において、地域経済が持続的に発展し、県民が安心して暮らすことができる地域社会を実現していくためには、地域において人材を育成し、多様な人材が適性、ライフステージ等に応じて、希望する形態で就労し、また、一旦離職しても再就職し活躍することができる地域主導型雇用へ、これまでの雇用についての考え方や仕組みを変化させる必要がございます。そして三つ目の○にあります通り、このような認識のもと、基本理念を明らかにして方向性を示し、地域における望ましい雇用の仕組みを実現するための施策を積極的に推進するため、本年3月に県議会で議決をいただき、4月1日に条例を施行したところでございます。

次に、2. 基本的な考え方と施策展開の柱でございます。

本県ではこの条例に基づき、地域における多様な人材の育成、就労の促進、再就職の支援を施策展開の三つの柱としてこれを施策に積極的に取り組むこととしてございます。柱ごとの具体的な取り組みはそれぞれ四角囲みで記載しておりますので、後程お目通しいただければと存じます。

次に裏面をお願いいたします。条例の骨子でございます。

総則を規定した第1章、基本的施策を規定した第2章、その他の措置を規定した第3章と3章構成となっております。なお、市町村に深く関わる部分につきましてはアンダーラインを引かせていただきました。まず、左側、第1章総則の三つ目の項目、県の責務のところでございますが、県は施策を体系化し、市町村等と連携して、総合的かつ計画的に実施することとしてございます。右側へ移りまして第2章、基本的施策の2項目目、地域における就労の促進の3点目にあります通り、多様な人材が円滑に就労を進めるために、生活上の支援を必要とする場合は、市町村や社会福祉協議会等と連携を図り、相談、助言その他の支援を行って参ります。

次に第3章、その他の措置に移りまして、二つ目の項目、協議の場の設置でございます。

県が雇用施策を一体的かつ効果的に推進するにあたり、国、市町村、関係団体等との連携や協力が必要であることから、これらの団体等との協議の場を設け、雇用に関する情報や条例の趣旨についての認識を共有するよう努めて参ります。

次のページでございますが、県の今年度の主な取り組みを三つの柱ごとに簡単にご紹介を申し上げます。まず一番上、地域における多様な人材の育成でございます。左側、一つ目の○にあります通り、雇用予定型リカレント教育により、学び直し等を通じたキャリアアップを支援するほか、右側一つ目の○にあります通り、県立高校において起業家精神を育む教育プログラムを実施することなどにより、多様な人材の職業能力の開発・向上などを図って参ります。次に中段の地域における就労の促進でございます。左側一つ目の○にあります通り、求職者が求める情報や県内企業の魅力等を発信するポータルサイトを構築して、奈良で働きたい人と、県内企業をマッチングするほか、右側一つ目の○にありますように、ひとり親家庭の就業による自立を支援するスマイルセンターにおきまして、相談体制をアウトリーチ型に拡充し、ひとり親家庭の困りごとをきめ細かく把握することなどにより、就労や職場定着の促進を図って参ります。そして一番下でございますが地域における再就職の支援でございます。左側の○にあります通り、県庁版ハローワークにおいて、求職者と求人企業とのマッチングを行うほか、右側一つ目の○の通り、女性センターにおいてキャリアコンサルタントの資格を持つ相談員が、個別相談支援を行うなど、再就職を目指す方の支援を行って参ります。説明は以上でございますが本県ではこの条例に基づき、多様な人材が希望に応じて就労することができるよう、地域の雇用環境の整備を積極的に図って参る所存でございます。その際には市町村との協力や連携が重要であると考えておりますので、市町村長の皆様には引き続きご理解ご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。

続きまして資料4「奈良県美しい南部・東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例」につきまして、県南部東部振興監の藤井よりご説明申し上げます。

【藤井南部東部振興監】

南部東部振興監の藤井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、「奈良県美しい南部・東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例」についてご説明をさせていただきます。資料の4をお願いいたします。

本条例を制定いたしますねらいは、南部・東部地域の振興施策を市町村と県が協働して推進し、その継続性を担保するとともに、まちづくり、むらづくりの方向性を明確にすること、南部・東部地域が果たしてきた役割の再認識と、持続可能な地域社会の形成を県民共通の目標とすることにあります。まず前文におきまして、奈良県における南部・東部地域が担う重要な役割、南部・東部地域が抱える課題、今後の取り組みの方向性を明確にしています。奈良県における南部・東部地域が担う重要な役割といたしまして、食料、木材、水、エネルギーを安定的に供給する地域、生物の多様性の確保、その他の自然環境を保全する地域、本県が誇る魅力ある生活文化、及び歴史文化を継承する地域、県土全体の被害等の自然災害の発生防止に寄与する地域、健全な水循環を維持する地域といたしまして、奈良県の発展は、南部・東部地域に支えられてきた歴史があるとともに、南部・東部の持続的発展は、県全体の発展のためにも、必要不可欠であることを規定しています。

一方で、南部・東部地域では、若年層の流出による人口減少や、急激に進展する少子高齢化、産業、教育、福祉、医療、交通等の多くの分野で解決すべき課題があり、県民生活を支える森林環境の維持向上、水資源の保全、人々の交流の拡大と経済の好循環、脱炭素社会の実現など、持続可能な地域社会を形成していくことを県民共通の目標といたしまして、県、市町村、県民等が相互に協力し、取り組んでいくことを取り組みの方向性として明確にしております。

条例の対象地域につきましては、奈良県南部・東部振興基本計画の対象地域であります、南部・東部の19の市町村でございますが、さらに南部・東部地域の振興に関係する市町村とも連携をとって進めたいと考えております。

次のページをお願いいたします。この条例は、11の条文で構成をされております。

まず第1条では、県の責務、県民及び事業者の役割を明確にし、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、南部・東部地域の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的として規定をいたしております。

第3条におきまして、基本理念として、県、南部・東部市町村、県民等が適切な役割分担、相互の連携協力のもと、拠点の形成と結節、人材の育成・確保により、持続的発展を図ること等を規定しております。

第4条は非常に重要な規定になっておりまして、南部・東部地域の振興につきまして、県と南部・東部市町村が共通の目標を定め、協働して施策を推進すること、また関係する市町村とも連携をとること、協働・連携はそれぞれの主体的取り組みを尊重することを明確に規定しております。

第5条では、県と南部・東部市町村が協働して実施する施策を効果的に推進するため、南部・東部市町村との協議の場を設置することとしております。この規定によりまして、今年度から知事と南部・東部市町村長が、意見交換する場を設け、振興施策について議論し、協働して取り組む目標やテーマについて合意を図ります。また、この施策をさらに具体化するため、県と市町村の施策担当部課長などで構成いたします、実務レベルの協議の場を設けます。

第8条では、奈良県南部・東部振興基本計画を条例上の計画に位置付け、計画に掲げます産業の振興及び雇用の創出、住民の福祉の向上及び生活の安定、防災・減災対策の推進、魅力ある地域づくりの推進、デジタル社会の形成の五つを基本的施策について定めると、規定をいたしております。

第9条では、基本的施策の実施にあたっては、協議の場を活用すること等により、南部・東部市町村との協働に資する措置を講ずること、また、基本的施策の実施にあたっては、拠点の形成、結節、人材の育成・確保に配慮することを規定し、第10条では、県は南部・東部市町村が実施する施策を支援すること、第11条では、施策を実施するための効果的かつ効率的な財政上の措置を講ずるよう努めることといたしております。以上が今般制定いたしました奈良県美しい南部・東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例でございます。

本日、この条例に基づきまして、第1回目の南部・東部サミットリーダー会議を開催いたしました。本条例の効果が発揮できますよう、県と南部・東部地域の市町村、また関係する市町村と、しっかり議論を交わしながら、力を合わせ、南部・東部地域の振興のさらなる取り組みを進めて参りたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。

それではこれから意見交換のパートに移らせていただきます。1番のテーブルから4番のテーブルにお座りの皆様におかれましては、最初にご説明させていただきました、「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」に関連いたしまして、複合的な課題を抱える世帯への支援について意見交換をいただきます。

資料の1の14ページに記載をしております、例ですね。それから、添付の参考資料等も、踏まえてご議論いただければと存じます。

それから、テーブルの5番から7番にお座りの皆様におかれましては、2番目にご説明させていただきました、「奈良っ子はぐくみ条例」に関連して、就学前の子どものはぐくみにおける県・市町村の役割について意見交換をいただければと存じます。

後程話し合いいただきました内容につきましては、各テーブルから代表の方にご発表いただきたいと思いますと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

報道機関の皆様におかれましては、意見交換中のカメラの移動はお控えいただきまして、自席で取材をよろしくお願いをいたします。

意見交換、今から20分程度、取らせていただければと考えてございます。

また5分前ぐらいになりましたら、お声がけをさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

【司会】

あと5分程度で発表に移らせていただければと思います。よろしくお願いをいたします。

【司会】

それではそろそろお時間となって参りましたので、ご発表に移らせていただければと存じますが、皆さんよろしいでしょうか。

皆様、関連にご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

パーテーションがありましてちょっとお声の通じてないところあったかと思いますが、ご容赦いただければと思います。

それでは、1番テーブルから順番にひとテーブル4分程度でご発表いただければと存じます。スタッ

フのものがマイクをお持ちいたしますので、マイクを使用いたしまして代表の市町村長様にご発表いただければと存じます。

よろしく願いいたします。

【中川高取町長】

1 番目のテーブルでご参加いただきましたのは、大和高田市市長さん、三宅町長さん、広陵町長さん、明日香村長さんと私、高取町長でございます。

知事と西川参与に入っていただきまして、多様な、複合化した課題を抱える世帯に対する支援ということでございます。

都市部とですね、田舎の方では、ちょっと様相が違うかなあと。私なり明日香村さんはちょっと田舎の郡部でございます。それ以外のところはもう都市部ということで。

三宅町の森田町長さんの方から、特に大阪の方でいろいろ活動されているNPOのお話をいただきました。特にコロナということで、やはり若い、若年の世代の女性の方のニーズが増えているということで、その支援をいただいているNPOのお話をいただきまして、非常に参考になるなというふうに思います。それと田舎の方の高市郡の町と村の方では、同じ高齢者に対する見守り体制について、お話をさせていただきました。広陵町の山村町長の方からは、高齢者対策のサロンなど、人が集まる場所をつくり、そこへ積極的に出ていただくというようなお話をされました。

地域によって、様相というのはいろいろ変わる部分でございます。特に若年層の関係で、特にヤングケアラーと今言われてますけども、その部分については、奈良市さん、大和郡山市さん、生駒市さんと、私どもの中南部の地域とは大分様相が変わってくるというふうに思っております。

いろんな取り組みがあると思いますが、今までだったら、例えば民生委員さんが支援するところにスーッと入りやすかったところが、なかなか最近では、都市部になればなるほど介入しにくいのが大変に困難な部分もあると思っております。

こういうかたちで条例を作っただいて、少しずつそれぞれの地域によって、抱える課題が違ってくると思うんですけども、続けさせていただいたらと思っております。またこういう形で情報共有、情報交換させていただけたらと思っております。

以上1 班からの発表でございました。

ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。

続きまして2 番テーブル、よろしく願いいたします。

【栗山川上村長】

はい、2 番テーブルの発表者は川上村の栗山です。

このテーブルは、土屋副知事様そして森川医療・介護保険局長、上北山村の山室村長、下北山村の南村長、天川村の森田副村長、そして下市町の杵本町長と私でありました。

今までで一番しゃべりにくかったですね。パーテーションがあって、ほとんど聞こえなかったです。

共通して大事なことは、いわゆる一次接触者同士が緩やかなネットワークをどう構築できるか。要するに個人の普段の生活を知らないと、どのような困りごとが起こっておるのかどうかかわからないわけです。そういう意味で、その気づきが大切だと思う。

その気づきのためにも、普段の生活を知るという意味では、一次接触者がいかに普段より住民に寄り添うかどうか、そしてその寄り添ったことで気づいた、問題と思われることが、共通の課題として協議ができるかどうか、これに尽きるのではないのかなということでありました。

そんな話の中で、森川局長の方からですね、社会福祉士でありますとか、あるいはコミュニティナースでありますとか、そういう人材をどう整えていくかが課題であるし、それが場合によっては、単独の町村で賄えることではないのかもわからないので、そういう意味でも、こういう会議が非常に大事であると、そういうふうなご指摘をいただきました。

おかげさまで我が村はもうすでに困りごとの連発で、昔は個人で解決できたり地域で解決できたことができなないと。それで、なんとか村が積極的に地域に関わってきた歴史もあってですね、今年は重層的支援体制の整備事業に取り組むこととなり、この4月から始めております。

先ほど言いましたように、一次接触者としての役割であります、行政・社協・民生委員、本村の場合には、コミュニティナースが移動スーパーに乗って対応してですね、地域の実情を知るとい、それからCSW、保健師、役場職員の手伝いさん、こういう方々が、毎月第3水曜日に支援会議を開いています。例えば生活支援の取組で、ある家庭に出向くと、ごみがいっぱいあったと。それをどのようにするかということで現実問題、そういう形で、比較的ですね、困りごとを共有の課題として、そして行政の問題として、対応させていただいておるように思います。

改めてですね、第一次接触者の方々の、その役割が非常に大きいと。そういうことをしっかり行政として支えていく必要があるのではないかなというふうに感じています。

第2班の発表とさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

【司会】

栗山村長ありがとうございました。続きまして第3テーブル、よろしく願いをいたします。

【並河天理市長】

第3テーブルでございます。

第3テーブルは曾爾、御杖、桜井、天理とですね、また、産業・観光・雇用振興部長さん、福祉医療部の次長さんと一緒に議論をさせていただきました。

私どもとしてやはり重視をするのは、一次接触者、これはもう複合的な課題については、いろんな入口があると思いますけども、そこで把握した情報をしっかりと共有をして、対策をコーディネートする。そんな枠組みを各市町村でしっかりとつくっていくことが大事なんだろうということでございます。

専門性が、非常に多岐にわたるので、1人のスーパーマンに期待するというような対応は難しいですし、また一次接触者に過度に負担を押し付けるという形になると、やはりもうこれは対応しきれないということで、見なかったフリになってしまう。あるいは地域で顔が見える関係もですね、村においても、例えば民生委員さんがそういうシチュエーションが多くても負担が大きくなりすぎて、なり手になってもらえない。こういった指摘があったところでございます。

これまでも、高齢者については包括ケアということで、医療介護をまたがって地域と一緒に動いてきたような取り組みがありますけれども、それがですね、ヤングケアラーであったり、現役世代の生活困窮ということで、非常に多世代に渡ってきている部分があるんだと思います。15 ページに、事例もお示しをいただきましたけども、おそらくこういうパターンで多いのは、学校の先生が、不登校の生徒がいて、こ

れはおかしいぞということが入っていったら、ご家庭の方にも非常に大きな課題がある。ここで教育委員会と福祉の部門が分かれていってしまっていて、先生が子どもを救いたいシーンに入っていこうとしても、これは解決しきれるものではないということからすると、やはりですね、それぞれの現場に、負担を押し付ける発想から、チームで対応することが、結果的にそれぞれの部門の負担も軽減するんだという意識を、みんなが持っていくということ、行政内部でも、また地域の方でも、作っていく。

今回県のほうで条例を作っていたのは、その良い機会だと思いますので、それをですね、やはり一定期間で、市町村ごとの事情に応じて、しっかり議論をしていくということが大事だと思いますし、また、これまで包括ケアで活躍をされている人材などは、多様な人材をつなぐということに習熟されている部分もあると思いますので、またそういった知見を生かすための財政支援ということも、条例の中には書かれておりますけれども、どういう形で、またお力添えをいただけるかということも議論していけたら、ということでございます。

以上3番テーブルでございました。

【司会】

並河市長ありがとうございました。

続きまして4番テーブル、よろしく願いをいたします。

【仲川奈良市長】

はい、4番テーブルでございます。

奈良市以外は三郷、安堵そして平群ということで三町と、それから筒井部長とですね、お話をさせていただきましたが、結構パーティーションで、声が聞こえにくいついていう話がよそでもありましたが、私の聞き間違いも含めて、ちょっとお許しをいただいてですね、整理をさせていただきたいと思います。

すでに、三郷町さんなどですね、重層支援の取り組みをスタートされているところもある。またそういった形ではないけれども、社協などでですね、そういった取り組みの、モデル的なスタートをすでにされているところもあるというお話がございました。

その中でポイントは、一つには、庁内の連携体制に横串を刺そうということで、奈良市ではちょっと数え切れないぐらいありますけれども、町の単位でもやはり13、14、15から20ぐらいの課があるということですので、どうしても縦割り対応になってしまうということ、課長補佐さんぐらいで横串を刺して、横断的に問題に対応ができるような体制を取られてるところもございました。これは、庁内の連携として非常に有効だと思います。

それとあとは、各種相談支援機関ごとのですね、やはり横の連携を図っていくということについても特に大事だというふう感じております。

特に問題が複雑化、複合化した場合に、奈良市もこの4月から児童相談所をやっておりますけれども、本当に案件がですね、一つのご家庭の中に複数存在をして、それぞれに対応する専門性を持った相談支援機関が輻輳しているというような状況。それぞれの専門支援機関が、なかなか課題を抱えきれずに、疲弊してしまっているという現状がございます。

そういった意味では、庁内の横串の協働、それから専門的な支援機関の横串の協働。そしてそれを日常的に一次接触者として支える、奈良市の場合でしたら地区社協なんですけれども、地区社協さんの動きと、そして地区社協さんの動きをバックアップする、生活支援コーディネーターというのを、今、奈良市は16名入れておりますけれども、社協に専属の職員を雇い入れて、専門職として正職員として支援をす

る、そういった取り組みをしております。

県の今示されている、この重層的支援を県域全体でより層厚く、そして持続可能な形を目指していこうということは、この議論のキックオフとして非常に今、求められているものだと思っています。ただこれを実際に継続していこうと思うと、やはりある程度の専門性を持ったプロパーの職員をしっかりと、特に社協などに配置をしていくということが大事なのかな、というふうに思っておりますので、この辺りを、国からの支援では十分に得られないところ、地元の市町村と、そして県がどういうふうに、費用も含めて、支えていくのか、継続できる体制をとっていくのかというところは、一つ、今後残された課題であるのかなというふうに感じております。

以上でございます。

【司会】

仲川市長ありがとうございました。

続きまして5番テーブル、ご発表よろしく願いいたします。

【中井吉野町長】

5番テーブルでございます。

吉野町長の中井が発表させていただきます。

このテーブルでございますけれども、大淀町、御所市、葛城市、宇陀市、そして村井副知事、こども・女性局次長の北村さんでございました。どうぞよろしく願いいたします。

このテーブルでございますけれども、やはり山間地域と市ということで、就学前の子どもさんの環境であったり、人数というのが違います。我々吉野町、大淀町も含めてですけれども、子どもの数が減ってきている中で、保育と療育の施設をできるところと、そして従前の保育機能がないところになってくると、非常に偏ってくるということで、子どもの子育て支援センター、やはりまちづくりの拠点に位置づけるような形でやっていくということが求められているため、その時にはどうしても財源と人の問題も含めて必要になってくるかなということでございます。

そして、御所市、葛城市では、私立と公立を併用しています。その中でリアルな統合であったり、また、葛城市のように、実際に待機児童解消していくも、一つの園で園児が100人を超えていたり、非常に子どもさんが増えている地域でも環境が違うのかなというふうに思っています。ただ、そこでは医療的ケア児といった心身的に障害がありケアが必要な方がおられ、この辺に関して個別支援が非常に難しい状況になってきているなということで、その辺の部分に関しては県としてもいろんな部分でサポート支援が必要かなというふうなこともおっしゃっておられました。

そして、御所市でも非常にリアルな統合という形なんですけれども、その中で、ネグレクトによる育児放棄によって虫歯等々が増えたりといった事例も話をされてきました。この辺をしっかりとケアできる体制というものも必要になってくるのかなというふうなことでございます。

まとめになりますけれども、宇陀市の方でも県への提案ということで、実際には人材派遣、そしてまた、情報の提供であったり、分析、そして、先ほどのネグレクトという育児放棄の問題に行きますと、家庭教育、非常に親が孤立化しているといった意味で、親の教育というもの、一緒になって考えていただければ、しっかりとした就学前の教育ができるということで、皆さん方それぞれの地域の違いはありますけれども、サポートしていくということで、県に対しましても、人材と、そして財源のサポートをいただければなということでございます。以上、報告でございました。

ありがとうございました。

【司会】

中井町長ありがとうございました。

続きまして6番テーブル、ご発表よろしくお願ひいたします。

【森田原本町長】

6番テーブルでございます。

6番テーブルは、テーマは就学前の子どものはぐくみにおける区市町村の役割ということで、谷垣こども・女性局長、そして中西斑鳩町長、小澤川西町長、今中上牧町長、平井王寺町長、清原河合町長と、私田原本町長で議論をさせていただきました。

共通課題といたしまして、幼稚園ニーズよりも保育園ニーズがかなり高まってきているエリアでございました。その中で、公立から私立への公民連携も進んでいるという共通認識のもと、その中でも就学前教育は、やはり町の根幹を作るためにも、自尊心、規範意識、学習意欲を作る人間教育の基礎であるということは共通認識でありました。

そして、この就学前教育は学習の中でも特に非認知能力の向上が必要であるということで、やはり調査、分析、そしてデータを取った根拠立てがこれから必要ではないかという議論がありました。

その中で、一つ課題になったのは、人材の確保というところであります。発達障害の子どもがかなり多くなってきているということから、やはり市町村、特に町村部では人の確保がしにくいというところであります。

この発達障害を支援していくためにも、やはり専門的な知識を持った方々が必要でありますので、是非ここは、福祉の奈良モデルの形で人材育成、そしてチーム形成を是非していきたいということで意見が出ました。

最後になりますけれども、この「奈良っ子はぐくみ条例」の制定をきっかけとして、保育の質を上げていった時、やはり子育て・保育をいくら良くしていたとしても親育ての必要性、これがなければ、別のテーブルでも議論されていましてこの複雑な課題を抱える世帯の減少には向かないのではないかということで、どちらにも必要である保育と教育とそして家庭支援、これらをしっかりとつなげていこうということで意見交換をさせていただきました。以上でございます。

【司会】

森町長ありがとうございました。

それでは7番テーブル、ご発表よろしくお願ひいたします。

【野村山添村長】

失礼します。

7番テーブルは、山添村の野村です。よろしくお願ひします。

このテーブルは十津川村、野迫川村、黒滝村、東吉野村、山添村の五つの山間の村が固まっています。そしてそこに、吉井知事公室長それから藤井振興監に入ってくださいとお話をさせていただきました。この課題を達成するため、時間的なこともあって、すべての村の状況を聞かせていただいたことでありまして、それをまとめさせてもらったという形で、発表させていただきます。

まず、すべての方がおっしゃったのは、この「奈良っ子はぐくみ条例」の制定本当にありがとうございますということです。そして、行政サイドでもどんなことができるだろうかという話になりまして、まず

は、ママフォローというかママケアといいますか、特に第一子の生まれるお母さんにとってですね、かなり大きな不安があると思うんですが、その不安を解消するのは、行政にとってできることのひとつだということで、解消するために、どういうことができるかということ行政として考えていくことが大事だなという話になりました。

例えば、出産前の母親に対してですね、公園デビューであるとか健診デビューであるとか、そういう場所を通して話ができるかなという話と、そして、そういう話を聞くための、保育士の育成というのが、その中で一番大きな課題だなという話になっています。特にどの村でも出てきたのが、保育士が不足しており、居ないという実態がありました。特にベテラン保育士が少なく、そのために、特に保護者等のトラブルがあったり等、どうしても小さい村ですので、その対応は難しくて弁護士に対応してもらうこともありました。そういう対応ができる保育士の育成ができるようなシステム、体制を作っていくことが一つの大きな役割、役目ではないかと考えています。

あと特に、現在は少ない児童生徒数ですが、特に個別支援が必要でですね、いろんなタイプの子たちがいますので、そういう子たちに対する支援、それから母親支援、それらは行政として取り組む必要があるという意見がありました。

あと、最近自然派保護者といまして、皆様もご存知かもしれないんですけど、今までならだいたい一括した指導ができたんですけども、保護者の中にもいろんな希望があります。例えば、給食でこんなもん入れて欲しくないとか、そういうものが欲しいであるとか、要望が多い保護者を挙げまして、それに対する対応も必要かなということですよ。

大きくですねこのテーブルでは、一つはお母さんフォロー、保護者フォロー、そしてもう一つは、保育士の育成ということで、行政として取り組んでいく必要があるなということになりました。ただ山間でありですね、少人数でありますから、連携が取れていてですね、例えば外国語教育を、保育園から取り組めるとかそういうとても大きなメリットがあるんですけども、そのメリット以上のデメリットもあるということで、ここではそういう話になりました。

以上です。

【司会】

野村村長ありがとうございました。

それでは、全体の総括を知事からお願いをしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【知事】

ありがとうございました。この二つのテーマはやはり、なかなか奥が深くて、難しい面もあるなあというふうに思いましたが、大事なテーマだなということも、改めて感じさせていただきました。

本日まず四つの条例のご紹介をさせていただきましたのは、いずれも奈良モデルの形をした条例であろうかと思えます。

テーマは違いますが、県と市町村が協働すると、よりよいパフォーマンスができるんじゃないかという願いを込めた条例であるように思っております。

今日のテーマは、一つ目が福祉、二つ目が幼児教育あるいははぐくみというテーマで、三つ目は地域雇用、四つ目が南部・東部振興ということで、いずれも市町村もご関心が深い、県の条例というふうに思っております。

その中で福祉とはぐくみの議論をしていただきました。

大変参考になる意見があったと思います。

福祉でございますが、市町村がやはり大きな役割を果たしてきているのが日本の体系でございます。

私も含めて県は、現場をあまり知らないんだなということも実感をしていただきました。したがって、現場のお話を聞くのはとても参考になるなということが印象でございます。その中で、事例が多様化しているというようなことは、物の本では聞いておりましたが、直にいろいろ聞く機会でもあったと思います。事例が多様化しているということは、人口が減少するのに事例が増えているということでもありますけれども、そのときに、行政の対応をどうするのかというのが、我々の共通の課題であろうかと思います。行政はメインの目標を、何を行政に期待されているのかという認識をどうするのかなど思いながら聞いておりました。あんまりこう事例が増えてきて、多種多様になると、事例に振り回されてですね、どうしてそういうことが起こるのか自体もなかなかとらえきれない事情にもなってるような気がします。

したがって奥は深く、まだまだわからないことが多いのがまず印象でございますが、取っかかりで大事なポイントを、このテーブルでも、また他のテーブルでもおっしゃっていただいたように思います。たくさんあると思いますが、私に大変印象的だったのは、一つはつながるという重要性をおっしゃっていただいたように思います。それは、孤立させないというようなことであろうかと思います。

形としては独居老人というような、外からも見える孤立はあると思いますが、家族の中あるいは学校の中で、幼児、生徒が孤立して、外からの接触はなくて、自傷したり、何かおかしいことになるというのも、孤立化の一つの表れかなというふうに感じました。

孤立をさせないというので、行政がつなげるという役目もあるのかなあというふうな気がします。つなげるということで、このテーブルではソーシャルワーカーの位置付けというのが話題になりました。ソーシャルワーカーは、そのつなげる役目を果たしているので、大事な点。ソーシャルワーカーと、また他のテーブルでも言われた一次接触者というのは、重なるところがあるなというふうに感じたところがございます。もう一つ、このテーブルでおっしゃったのは、つなげるという役目は、ヒューマンという、人がつなげる、行政がつなげるだけじゃなしに、デジタルがつないでいる、SNSがつないでいる事例もある。デジタル、SNSがつなげると悪い人にもつながってしまうこともあるので、これをどのようにするかという、また新しい課題が出て、つなげるという課題だけでも新しい課題が出るなど。奥の深いことだなというのが総括的な印象でございます。また、その福祉について、いろいろ勉強をして、どのように良い現場を作るのかということ、教えていただきながら、一緒に実行できたらと思ったところがございます。

はぐくみについても、奥が深いことだなというふうには思いますが、制度的には、幼稚園・保育園は、市町村の関与が大きい分野であるように思っておりますが、今、発達障害の話も出ましたが、若い頃、幼児のころに神経をつなげるというのは大きな意味があるなというふうには思っております。

統合失調を防止するあるいは自尊心を発達させる、利他心を発達させるには、幼児の時の神経のつながりという理論がありますので、それを芸術文化村では実行しようかということ、このミュージックフェストならでもやって参りました。

音楽で、いろんな参加型で、幼児の体を動かすと、もう目が3倍ぐらい大きくなって喜んでる顔を見ますと、そういう神経がつながったり、就学前の子どもの喜ぶ顔を見るのはとても素晴らしいなということを実感いたしました。

それから保育士。どのようなはぐくみの担い手をとということで、保育士ということもおっしゃったのは、人材ということになります。人材の量というのがありますけど、やはりどのような保育士であればいいのかという、育て方はぐくみ方の課題というのがあるように思いますので、奈良のはぐくみはなかなか奥深い素晴らしいと言われるようなはぐくみができたらというふうに、希望するところでございます。

まだまだ未開のところがあるように思ったところでございますので、これについても、さらに皆さんと協議をしながら、議論を深めることができている現場をつくれたらと改めて思った次第でございます。いろいろご示唆いただいた点、多々ございましたので、感謝を申し上げたいと思います。

ご議論、またご発言ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。

それでは次第の2につきましては以上とさせていただきます、次第の3「県からの情報提供」に移らせていただきます。

資料の6「近畿日本鉄道株式会社による鉄道及び軌道旅客運賃の上限変更認可申請に関する公聴会への対応」につきまして、県政策統括官濱本よりご説明をさせていただきます。

【濱本政策統括官】

はい、県政策統括官の濱本と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、今ご紹介がありました、近畿日本鉄道株式会社による鉄道及び軌道旅客運賃の上限変更認可申請に関する公聴会への対応について、情報提供とご案内を申し上げます。

お手元の資料、資料6と右肩にあるものをご覧いただければと思います。表についております。A4縦の1枚紙でございますけれども、1. にございます通り、近鉄から4月15日に、国に対して申請がなされた運賃改定につきまして、県としましては、荒井知事から公聴会の開催を国土交通省に対し要請しました。7月14日に公聴会の開催が決まりましたので、こちらに知事が出席されて、意見を公述することとしております。

これに先立ちまして、この公聴会で述べる意見の骨子といたしまして、公述書を5月6日にすでに国土交通省の運輸審議会という機関に対して提出をしているところでございます。

骨子の内容でございますけれども、1枚紙の後ろにつけております。こちらのA4横のスライド風の資料でございますけれども、時間の関係もございまして、かいつまんでご説明申し上げますと、おめくりいただきまして2ページ以降が効率的な経営の確保としまして、近鉄の経営状況あるいは輸送人員の推移といった点についてデータを交えて意見を述べております。また、8ページ以降はサービス内容・水準についてでございます、10ページにありますような、安全あるいは快適性に対する投資の話。また、11ページにございますような、市町村の皆様にもご尽力をいただいております駅のバリアフリー化などについて触れつつ意見を述べております。また、14ページ以降でございますが、3. 沿線の関連の投資としまして、まちづくりと密接に関連する投資につきまして、県から提案等をしているものを含め、意見を述べているところでございます。最後に20ページでまとめの意見を述べているところでございます。

今回、市町村の皆様へのご案内といたしましては、お手元にA4縦の1枚紙、資料6と右肩にある1枚紙にお戻りいただきまして、その2番にございます通り、この来るべき7月の公聴会におきましては、

県内市町村皆様からの声も踏まえて公述をしたいというふうを考えておりました、ぜひ、市町村の皆様からご意見をお寄せいただきたいというご案内でございます。

今申し上げました通り、例えばサービス内容・水準ですとか、あるいは市町村様の繰り広げられていらっしゃる沿線関連投資、まちづくりなどの取組施策との関連など、あるいはそれ以外の項目でも構いませんので、こういうことを県から公聴会の場で発言して欲しいという点がございましたら、ぜひ積極的に幅広に頂戴できればと考えております。

詳細につきましては、現在、担当課の県土マネジメント部のリニア推進・地域交通対策課より、各市町村ご担当者の皆様に照会、ご案内の文書を発出してしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、この資料 6 の縦紙の右下にございます問い合わせ先までご連絡をいただければと存じます。

駆け足で恐縮でございますが、私からは以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

本日スライドの表示それから意見交換等でいろいろ不手際ご不便等ございましたが、誠に申し訳ございませんでしたが、ご容赦いただければと存じます。

それではこれをもちまして、令和 4 年度第 1 回奈良県・市町村長サミット終了とさせていただきます。皆様お忙しいところ長時間に渡りまして、誠にありがとうございました。次回サミットにつきましてはまた詳細が決まりましたら、ご案内をさせていただきます。

ありがとうございました。